

## 平成17年度弁理士試験論文式筆記試験問題

## 〔国際私法〕

日本に住む日本人歌手Xは日本よりも甲国において人気を博していた。しかし、甲国に住むYがXに関する事実無根の噂を、甲国に存在するウェブ・サーバの記録装置に記録することにより、当該ウェブ・サーバからワールド・ワイド・ウェブの仕組みを通じて、インターネットにアクセスする者が任意に閲覧できるようにした。これにより、Xに関する事実無根の噂がマスコミで大きく取り上げられ、Xは日本及び甲国を含む各国で人気を失った。以上の事実を理由として、XがYに対してわが国裁判所において損害賠償を請求した場合、この請求にはいかなる法が適用されると解すべきかを論ぜよ。なお、本件請求について、わが国裁判所の国際裁判管轄は認められるものとせよ。

【50点】

論点 [ 国際私法 ]

不法行為の準拠法についての理解を問う。

- (1) 本件損害賠償請求への法例 11 条の適用
- (2) 隔地的不法行為における原因事実発生地の解釈
- (3) 結果発生地法説によるのであれば、結果発生地の解釈
- (4) 原因事実発生地を外国と解するのであれば、日本法の適用